

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した児童生徒が登校できない期間です。（出席停止扱いとなります。）

下記の感染症があって欠席させる場合は学校へご連絡をお願いします。診断の結果についても、分かり次第早急に連絡をください。

医師の指示により、他への感染させるおそれなくなり登校が可能になった場合には、『意見書』の提出をお願いします。（ただし、当面の間、インフルエンザ、コロナウイルス感染症は不要です。）

	病名	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱・急性灰白髄炎（ポリオ）、重症急性呼吸器症候群（SARS）、ジフテリア、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで

	病名	出席停止期間	おもな症状	意見書の提出
第二種	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	発熱、呼吸器症状、のどの痛みなど	不要
	インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	急な発熱、頭痛、関節痛、全身倦怠感、咳、鼻水、のどの痛み	
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	コンコンという短く激しい咳が続く	必要
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	発熱、咳、鼻水、目やに、結膜充血、頬の内側にコプリック斑（白点）ができる。発熱後4日目より皮膚に発疹	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。	37～38℃の発熱。片側～両側のあごの後ろが大きく腫れて痛む。食欲不振、嚥下困難。	
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで	発熱、発疹、耳の後ろ・首・脇の下などが腫れる、咳、結膜の充血	
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで	水疱のある発疹が体中に次々できる。かさぶたになり、先に出たものからなおっていく。	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後、2日を経過するまで	発熱、のどの痛み、結膜の充血、首のリンパ節の腫脹	
	結核	伝染のおそれなくなるまで	初期は自覚症状なし。X線で発見されることが多い。疲労感、寝汗、微熱、体重減少、肩こり、咳、たん	
	髄膜炎菌性髄膜炎	伝染のおそれなくなるまで	高熱、頭痛、嘔吐、頸部硬直、早期の治療が必要	

	病名	出席停止の基準
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	【条件によっては、出席停止の措置が考えられる疾患】*医師の判断によるので、個人差あり。	
	溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例）アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）